特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	浦安市物価高騰対策低所得世帯特別給付金の支給に関 する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、物価高騰対策低所得世帯特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

浦安市長

公表日

令和7年10月15日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

適用した理由

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	浦安市物価高騰対策低所得世帯特別給付金の支給に関	関する事務				
②事務の概要	1 国の総合経済対策に基づき物価高への支援として、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり3万円及びその世帯に18歳以下の児童がいる場合児童1人当たり2万円を支給する。 2 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、支給要件の判定及び支給に関する事務で取り扱う。					
③システムの名称	①物価高騰対策給付金システム②統合連携DBサーバー③団体内統合宛名システム④中間サーバーGW⑤中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
物価高騰対策低所得世帯特別	別給付金受給者台帳管理ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の る事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・公的給付の迅速かつ確実な実施のために預貯金口座の 第10条)第74条				
4. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携					
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の160	の項				
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	福祉部社会福祉課					
②所属長の役職名	福祉部社会福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	浦安市総務部法務文書課情報公開室 〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 電話番号047-351-1111					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	浦安市福祉部社会福祉課 〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 電話番号047-351-1111					
9. 規則第9条第2項の適	用 用]]適用した			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	16年12月13日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	16年12月13日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
			-			
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシ	ノステムを通じた人	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	-		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない戦員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通し	こた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が辞されてい			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [O]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠						

9. 監査							
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査						
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 〈選択肢〉 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	団体内統合宛名システムへのアクセスは、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権 限を設定し、適切に権限管理を行うことで、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)による 不正使用の対策を講じている。						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
l	1				